

議案第 10 号

桐生市建築基準法関係手数料条例案

桐生市建築基準法関係手数料条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市建築基準法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)の規定により建築物に関する確認を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。
(建築物に関する確認申請手数料等の額)

第2条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。)の規定により確認を申請する者又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。)の規定により計画を通知する者(以下「法第6条第1項の規定により確認を申請する者等」という。)は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	10,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	26,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	40,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	69,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	87,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	168,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	282,000円
50,000平方メートルを超えるもの	559,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築しようとする場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による建築基準関係規定に適合することの確認(第4号、第4項第2号並びに次条第1項第2号及び第2項第2号において「確認」という。)を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修

繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 3 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合(同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。)においては、第1項の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額(当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額)の手数料を納付しなければならない。

建築物	特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
1戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	13,000円
1戸建ての住宅以外の住宅	300平方メートル未満のもの	22,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,000円
	5,000平方メートル以上のもの	71,000円

- 4 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項及び前項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 昇降機を設置しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 14,000円(小荷物専用昇降機については、9,000円)
- (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しようとする場合 10,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)
- (建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等の額)

第3条 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 建築設備を設置しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 14,000円(小荷物専用昇降機については、9,000円)
- (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置しようとする場

合 10,000 円(小荷物専用昇降機については、8,000 円)

- 2 法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定により確認を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 工作物を築造しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 13,000 円

(2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造しようとする場合
8,000 円

(建築物に関する完了検査申請手数料等の額)

- 第 4 条 法第 7 条第 1 項の規定により完了の検査を申請する者又は法第 18 条第 20 項の規定により完了した旨を通知する者(以下「法第 7 条第 1 項の規定により完了の検査を申請する者等」という。)は、申請又は通知 1 件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30 平方メートル以内のもの	15,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	19,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	26,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	40,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	69,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	86,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	149,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	237,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	461,000 円

- 2 法第 7 条第 1 項の規定により完了の検査を申請する者等が納付すべき手数料の額は、当該申請又は通知に係る建築物のうちその工事に特定工程を含む建築物がある場合で、当該建築物の全てが法第 7 条の 3 第 5 項、第 7 条の 4 第 3 項又は第 18 条第 30 項の規定により建築基準関係規定に適合することを認められているときは、前項の規定にかかわらず、申請又は通知 1 件につき、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

床面積の合計	金額
30 平方メートル以内のもの	14,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	18,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	25,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	39,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	68,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	83,000 円

2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	139,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	227,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	451,000 円

- 3 前2項の表に規定する床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、第1項又は第2項の手数料のほか、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
30 平方メートル以内のもの	3,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	4,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	5,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	8,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	13,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	29,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	47,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	92,000 円

- 5 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項又は第2項及び前項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、手数料として18,000円(小荷物専用昇降機については、14,000円)を納付しなければならない。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等の額)

- 第5条 法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 建築設備を設置する場合 18,000 円(小荷物専用昇降機については、14,000 円)

(2) 工作物を築造する場合 13,000 円

(建築物に関する中間検査申請手数料等の額)

- 第6条 法第7条の3第1項の規定により中間の検査を申請する者又は法第18条

第 28 項の規定により終了した旨を通知する者は、申請又は通知 1 件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30 平方メートル以内のもの	14,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	15,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	20,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	25,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	39,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	51,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	113,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	176,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	362,000 円

- 2 前項の表の床面積の合計は、中間の検査を行う部分の床面積について算定する。

(許可等申請手数料の額)

第 7 条 次の表に掲げる者は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

	区分	金額
1	法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号(法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 18 条第 38 項第 1 号又は第 2 号(法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による認定を申請する者	120,000 円
2	法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を申請する者	50,000 円
3	法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による建築の認定を申請する者	33,000 円
4	法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による建築の許可を申請する者	33,000 円
5	法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築の許可を申請する者	33,000 円
6	法第 44 条第 1 項第 3 号の規定による建築の認定を申請する者	27,000 円

7	法第44条第1項第4号の規定による建築の許可を申請する者	160,000 円
8	法第47条ただし書の規定による建築の許可を申請する者	160,000 円
9	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可を申請する者	180,000 円
10	法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の位置の許可を申請する者	160,000 円
11	法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定を申請する者	27,000 円
12	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可を申請する者	160,000 円
13	法第53条第4項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可を申請する者	33,000 円
14	法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可を申請する者	33,000 円
15	法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	33,000 円
16	法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による建築	160,000 円

	物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	
17	法第 55 条第 2 項の規定による建築物の高さに関する特例の認定を申請する者	27,000 円
18	法第 55 条第 3 項の規定による建築物の高さに関する特例の許可を申請する者	160,000 円
19	法第 55 条第 4 項各号の規定による建築物の高さの許可を申請する者	160,000 円
20	法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による建築物の高さの許可を申請する者	160,000 円
21	法第 57 条第 1 項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000 円
22	法第 57 条の 2 第 1 項の規定による建築物の特別の容積率の限度の指定を申請する者	敷地の数が 2 である場合にあっては 78,000 円、敷地の数が 3 以上である場合にあっては 78,000 円に 2 を超える敷地の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
23	法第 57 条の 3 第 1 項の規定による建築物の特別の容積率の限度の指定の取消しを申請する者	6,400 円に敷地の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
24	法第 57 条の 4 第 1 項ただし書の規定による建築物の高さの許可を申請する者	160,000 円
25	法第 58 条第 2 項の規定による建築物の高さの許可を申請する者	160,000 円
26	法第 59 条第 1 項第 3 号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可を申請する者	160,000 円
27	法第 59 条第 4 項の規定による建築物の各部分の高さの許可を申請する者	160,000 円
28	法第 59 条の 2 第 1 項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可を申請する者	160,000 円

29	法第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号の規定による建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可を申請する者	160,000 円
30	法第 60 条の 2 の 2 第 3 項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可を申請する者	160,000 円
31	法第 68 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の高さの許可を申請する者	160,000 円
32	法第 68 条第 2 項第 2 号の規定による建築物の壁面の位置の許可を申請する者	160,000 円
33	法第 68 条第 3 項第 2 号の規定による建築物の敷地面積の許可を申請する者	160,000 円
34	法第 68 条第 5 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000 円
35	法第 68 条の 3 第 1 項の規定による建築物の容積率、同条第 2 項の規定による建築物の建蔽率又は同条第 3 項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000 円
36	法第 68 条の 3 第 4 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	160,000 円
37	法第 68 条の 3 第 7 項(法第 87 条第 2 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の立地に関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000 円
38	法第 68 条の 4 の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000 円
39	法第 68 条の 5 の 2 の規定による建築物の容積率に関する特例の認定を申請する者	27,000 円

40	法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	160,000 円
41	法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定による建築物の容積率又は同条第 2 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000 円
42	法第 68 条の 5 の 6 の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定を申請する者	27,000 円
43	法第 68 条の 7 第 5 項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可を申請する者	160,000 円
44	法第 85 条第 6 項の規定による仮設建築物の建築の許可を申請する者	120,000 円
45	法第 85 条第 7 項の規定による仮設興行場等の建築の許可を申請する者	120,000 円
46	法第 86 条第 1 項の規定による複数建築物に関する特例の認定を申請する者	建築物の数が 2 以下である場合にあっては 78,000 円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 78,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
47	法第 86 条第 2 項の規定による複数建築物に関する特例の認定を申請する者	建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 78,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
48	法第 86 条第 3 項の規定による複数建築物に関する特例の許可を申請する者	建築物の数が 2 以下である場合にあっては 238,000 円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 238,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
49	法第 86 条第 4 項の規定による複数建築物に関する特例の許可を申請する者	建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合にあっては 238,000 円、建築物の

		数が2以上である場合にあっては 238,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
50	法第86条の2第1項の規定による一 敷地内認定建築物以外の建築物の新 築又は一敷地内認定建築物の増築等 の認定を申請する者	建築物(一敷地内認定建築物以外の建築 物の新築又は一敷地内認定建築物の増 築等に係る建築物に限る。以下この項 において同じ。)の数が1である場合に あっては78,000 円、建築物の数が2以 上である場合にあっては78,000 円に1 を超える建築物の数に28,000 円を乗じ て得た額を加算した額
51	法第86条の2第2項の規定による一 敷地内認定建築物以外の建築物の新 築又は一敷地内認定建築物の増築等 に係る建築物に関する特例の許可を 申請する者	建築物(一敷地内認定建築物以外の建築 物の新築又は一敷地内認定建築物の増 築等に係る建築物に限る。以下この項 において同じ。)の数が1である場合に あっては238,000 円、建築物の数が2 以上である場合にあっては238,000 円 に1を超える建築物の数に28,000 円を 乗じて得た額を加算した額
52	法第86条の2第3項の規定による一 敷地内許可建築物以外の建築物の新 築又は一敷地内許可建築物の増築等 に係る建築物に関する特例の許可を 申請する者	建築物(一敷地内許可建築物以外の建築 物の新築又は一敷地内許可建築物の増 築等に係る建築物に限る。以下この項 において同じ。)の数が1である場合に あっては238,000 円、建築物の数が2 以上である場合にあっては238,000 円 に1を超える建築物の数に28,000 円を 乗じて得た額を加算した額
53	法第86条の5第1項の規定による複 数建築物の認定又は許可の取消しを 申請する者	6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
54	法第86条の6第2項の規定による建 築物の容積率、建蔽率、外壁の後退 距離又は高さに関する制限の適用除 外に係る認定を申請する者	27,000 円
55	法第86条の8第1項の規定による2 以上の工事の全体計画に関する特例 の認定を申請する者	27,000 円
56	法第86条の8第3項の規定による2	27,000 円

	以上の工事の全体計画の変更に関する特例の認定を申請する者	
57	法第 87 条の 2 第 1 項の規定による 2 以上の工事の全体計画に関する認定を申請する者	27,000 円
58	法第 87 条の 3 第 6 項の規定による興行場等の使用の許可を申請する者	120,000 円
59	法第 87 条の 3 第 7 項の規定による特別興行場等の使用の許可を申請する者	120,000 円
60	令第 137 条の 12 第 6 項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	27,000 円
61	令第 137 条の 12 第 7 項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	27,000 円
62	令第 137 条の 16 第 2 号の規定による移転の認定を申請する者	27,000 円

(証明に関する申請手数料の額)

第 8 条 法第 12 条第 8 項の規定により保存する台帳及び道路位置指定台帳に記載されている事項並びに法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届提出に関する証明書の交付を受けようとする者は、350 円の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収時期)

第 9 条 手数料は、確認等の申請等の際に徴収する。

(手数料の還付)

第 10 条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、還付することができる。

(手数料の減免)

第 11 条 市長は、特別の理由があると認めたときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後にされる申請又は通知に係る手数料につ

いて適用し、同日前にされた申請又は通知に係る手数料については、桐生市手数料条例の一部を改正する条例(令和7年桐生市条例第 号)による改正前の桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の規定を適用する。

議 案 説 明

議案第 10 号 桐生市建築基準法関係手数料条例案

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするとともに、建築基準法の一部改正に伴う改正内容を規定に反映させるものです。